

松川町定例農業委員会議事録 第9回(12月)

1 開催日時 令和2年12月22日(火) 15:45 ~ 17:30

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 16人

会 長 1番 松下敏章

会長代理 16番 北林秀昭

委 員 2番 塩沢澄夫 3番 中平文幸 4番 清水祐一

5番 古谷はるみ 6番 矢沢茂徳 7番 大澤美子

8番 松下守 9番 北沢ひろみ 10番 宮島善英

11番 松下正美 12番 松脇崇 13番 大場健彦

14番 新井正彦 15番 宮沢和文

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

係長 宮島公香 主事 塚本潤

6 会議の概要

(1) 開会 ー宮島係長 開会ー

(2) 会長挨拶 ー松下(敏) 会長挨拶ー

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 11番 松下(正) 委員 12番 松脇 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 生田 18筆 5,238 m² 畑 所有権

○松脇委員説明

所有者は大島へ引っ越し、申請地は遊休農地となっております。譲受人は花き栽培の有機農業圃場として活用していきたいとのことです。遊休農地解消にもつながりますので、特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法施行規則第29条第1項の規定による届出に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 165㎡ 畑 農機具置場

○宮島委員説明

申請地は借地ですが、200㎡未満の農機具置場ということで、特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

議案第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 1,698㎡ 田 事業用駐車場

○松下（正）委員説明

申請者は先月の定例会でも、駐車場の申請をされておりますが、今回の申請については、大型車両（重機等）のみの駐車場を拡張したいということです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。2番をお願いします。

○事務局説明

2番 上片桐 1筆 172 m² 畑 発酵堆肥の保管所

○清水委員説明

申請地は、農地として使える大きさではなく、以前は家庭菜園として利用されていた土地です。発酵堆肥を置くということで近隣住民への意見の聞き取りをしましたが、遊休農地の有効利用になるのであればと前向きな回答でした。また、発行堆肥の為臭いの影響もないとのことでした。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

松下会長：申請者は発行堆肥の製造をして販売を行っているのでしょうか。

事務局：販売はしておらず、自家用または無料提供をしているとのことです。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。3番をお願いします。

○事務局説明

3番 元大島 1筆 49 m² 畑 墓地

○新井委員説明

申請者は、申請地の西側に住宅がありますが、墓地を持っておらず、今回の申請となりました。申請地についても、墓地に囲まれた土地で、他に利用方法も見当たらない土地であります。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

宮島委員：現地が墓地になっているのであれば問題ないと思いますが、畑を墓地にすることは可能なのか。

新井委員：役場の担当課へ確認したところ、墓地の新設は基本やっていないとのこと。

土地家屋調査士を通して現状を説明し、現地確認のうえ、特例で認められることとなったとのことです。

宮島委員：以前も同じような質問をさせていただきましたが、農業委員会では農地法に基づく審議をすることとなっているなかで、基本的に認められない申請であっても農地法の判断基準のみで審議すればいいということであれば問題ないかと思います。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 22 件）

所有権移転（ 3 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第4号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

②事務局からの協議事項

・農地法第3条第2項第5号の別段面積（案）について

事務局：（資料参照）6月の定例会でも検討をお願いしました件について、前回は元大島、大島、上片桐は20a、生田は10aで案をださせていただきました。その後、家と一緒に農地を買いたい相談が何件もあり、国からも下限面積の引き下げを進める動きがありましたので、本格的に進めていきたいと思っており、元大島、大島、

上片桐と生田で差をつけなくてもいいかと思い、町内全域を 10a に引き下げる方向で計画を立てました。ご検討いただき、ご意見等いただければと思います。

清水委員：遊休農地が増えている中で有効的な解決方法がなかなか見当たらないところで、少しでも条件を緩和して農地が動けばいい方向へつながるのではないかと思いますので、10a が妥当な面積かと思います。

塩澤委員：近隣の市町村の状況を見てある程度合わせた方がいいのかどうか。また、JA の組合員になるための条件に経営面積も定められていた気がしますが、その兼ね合いはどうなのでしょう。

事務局：JA の組合員の条件については確認します。近隣の市町村の状況についてですが、ある程度合わせておかなければ農地の動きにも影響が出てきてしまう為、必要なことかと思います。

会長：今回の案について、検討していただいて次回に裁決を取りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

・人農地プランの決定について

事務局：（資料参照）部奈の人農地プラン策定へ向けた座談会が始まり、1 年が経ちました。前 7 回座談会を行い、人農地プラン策定ができました。集落営農の立ち上げを検討し、機械化作業を共同でやったり、農産物のブランド化、学校給食への利用、インターネット販売、直売所の設置等の活動を検討していきます。また、部奈は昔から良いお米が採れると言われてるので、土壌診断や成分診断をしていただいているところで、そういったことをアピールしながら地域の在り方を検討していきたいと思います。

北林会長代理：事務局より説明のあったとおりですが、コロナの影響で座談会がストップしてしまって以降、参加者が減ってしまったのは残念ですが、良いプランができたかなと思います。ただ、これを実現させていくのがこれからというところで、まだまだ課題はたくさんありますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

・環境保全型農業の推進について

事務局：（資料参照）資料については、令和元年からの活動の報告としてまとめてあります。令和 3 年度は新たな生産者を募集してやっていきたいと思いますので、皆様の周りの方へご案内いただければと思います。

・農業委員会だよりについて

事務局：（資料参照）小委員会で検討していただいた内容です。来月は農業委員会だより委員会の記事になります。内容としては農業委員会の活動を載せる予定です。

・オンラインセミナー「農地利用最適化研修会」について

事務局：（資料参照）お時間がある時に見ていただければと思います。

(6) 営農支援センターから

事務局：(資料参照) 農地貸借、売買の状況になります。農地の売買については、幹旋会議で大変お世話になっておりますが、またご協力いただければと思います。

(7) 閉会 一宮島係長 閉会一

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

11 番 _____ 印

12 番 _____ 印